

訪問看護料金表(医療保険)

●保険種別の負担割合

2026.6月～

各種加入保険の負担割合(1～3割)により算定します。

後期高齢者(75歳以上)		1割・現役並み所得者の方は3割	
社会保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	所得による負担割合
		一般 (70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

●訪問看護基本療養費(1日1回につき)

サービス種別		金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円

◎同一建物内の複数(3人以上)の利用者に、同一日に訪問した場合

訪問看護基本療養費(Ⅱ) (2人までは療養費(Ⅰ)と同じ)	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日以降	3,280円	328円	656円	1,074円

◎在宅療養に備えた外泊時に訪問した場合

訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中に1回 (厚生労働大臣が定める疾患等は2回まで)	8,500円	850円	1,700円	2,550円
--------------	--------------------------------	--------	------	--------	--------

◎(Ⅰ)(Ⅱ)に係る算定

緊急訪問加算 ※1	1日につき月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	1日につき月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護・指導加算 ※2	週1回	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	週1回	4,500円	450円	900円	1,350円
早朝・夜間 1日1回 ※3		2,100円	210円	420円	630円
深夜 1日1回 ※3		4,200円	420円	840円	1,260円

※1 緊急訪問の求めを受けた主治医(診療所または在宅療養支援病院)の指示で訪問した場合が対象となります。

※2 下記の対象者に90分を越える訪問をした場合が対象となります。

人工呼吸器を使用している方、特別な管理を必要とする方(気管・膀胱留置カテーテル・在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡)、特別訪問看護指示期間の訪問看護を受けている方

※3 早朝(6時～8時まで)、夜間(18時～22時まで)、深夜(22時～6時まで)の時間に訪問した場合が対象となります。

●訪問看護管理療養費

			ご利用者様負担額		
サービス種別		金額	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費 1日につき ※8	月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円
	(1) 2日目以降	3,010円	301円	602円	903円
		(2) 2,510円	251円	502円	753円
24時間対応体制加算(イ) ※4	月1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円
24時間対応体制加算(ロ) ※4		6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算 月1回 ※5 ※6		5,000円	500円	1,000円	1,500円
		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算 ※7		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算(★の対象者はさらに加算)		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 退院日		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算 月1回		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回		50円	5円	10円	15円
訪問看護情報提供療養費 月1回		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナル療養費1	対象月のみ	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナル療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護ベースアップ評価料 ※8	月1回	1830円	183円	366円	549円
訪問看護物価対応料 (1日につき) ※9	月の初日	60円	6円	12円	18円
	2回目以降	20円	2円	4円	6円

※4 ご契約の方は24時間対応します。(事業所の体制で該当加算がきまります)

※5 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している方が対象となります。

※6 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方が対象となります。

※7 入院中に入院先の主治医やその他の職員と共同で療養指導を行った場合が対象となります。

(退院後の初回利用時に1回。特別な管理を要する方は2回まで)

※8 2026年度診療報酬改定に伴い、賃金引上げとなります。

※9 2026年度診療報酬改定に伴い新設されました。

★ 別表第8

1. 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは膀胱留置カテーテルを使用している状態にある方
2. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置してある状態にある方
4. 真皮を越える褥瘡の状態にある方
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

●その他の費用(税込)

交通費	当ステーションから半径5km未満(往復)	110円
	当ステーションから半径10km未満(往復)	220円
	当ステーションから半径10km以上	11円/km
休日料金	計画以外の訪問(緊急時)	2,200円
死後の処置料		2,200円

●介護保険から医療保険への適用保険変更

次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める疾患等の場合

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症
- ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病[ホーエン・ヤールの重度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る])
- ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライゾーム病
- ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症
- ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷
- ⑳人工呼吸器を使用している状態

2. 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合